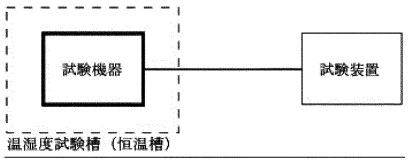
［別表第八十八・第八十九　略］

別表第九十　証明規則第２条第１項第11号の20、第11号の20の２、第11号の20の３、第11号の20の４、第11号の20の５、第11号の20の６、第11号の29、第11号の29の２、第11号の29の３、第11号の33、第11号の33の２及び第11号の33の３に掲げる無線設備の試験方法

［一・二　略］

三　温湿度試験

１　測定系統図



２　測定操作手順

⑴　低温試験

ア　試験機器を非動作状態として温湿度試験槽内に設置し、この状態で温湿度試験槽内の温度を低温（０℃、－10℃及び－20℃のうち、試験機器の仕様の範囲内で最低のもの）に設定する。

イ　この状態で１時間放置する。

ウ　イの放置時間経過後、温湿度試験槽内で一の項の２⑵の電源電圧を加えて試験機器を動作させる。

エ　二の項に準じ、試験装置を用いて試験機器の周波数を測定し、許容偏差内にあることを確認する。

⑵　高温試験

ア　試験機器を非動作状態として温湿度試験槽内に設置し、この状態で温湿度試験槽内の温度を高温（40℃、50℃及び60℃のうち、試験機器の仕様の範囲内で最高のもの）、かつ湿度を常湿に設定する。

イ　この状態で１時間放置する。

ウ　イの放置時間経過後、温湿度試験槽内で一の項の２⑵の電源電圧を加えて試験機器を動作させる。

エ　二の項に準じ、試験装置を用いて試験機器の周波数を測定し、許容偏差内にあることを確認する。

５　試験結果の記載方法

⑴　結果は、技術基準が異なる各帯域ごとに副次発射の最大値の１波を技術基準で定められる単位で周波数とともに記載する。

⑵　複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子の測定値において技術基準が異なる各帯域ごとに副次発射の最大値の１波を技術基準で定められる単位で周波数とともに記載する。

６　その他の条件

⑴　擬似負荷は、特性インピーダンス50Ωの減衰器を接続して行う。

⑵　スペクトル分析器の感度が足りない場合は、低雑音増幅器等を使用する。

⑶　スペクトル分析器のＹ軸スケールの絶対値を電力計及び信号発生器を用いて確認する。

［別表第八十八・第八十九　同左］

別表第九十　証明規則第２条第１項第11号の29及び第11号の33に掲げる無線設備の試験方法

［一・二　同左］

三　温湿度試験

別表第八十七の三の項に同じ。